三沢周辺子育て支援施設基本構想及び基本計画策定検討委員会の傍聴を希望される方へ

委員会を傍聴するにあたっては、下記の遵守事項をお守りください。

下記の事項に当てはまる方は、会場に入場できません

(1)銃器、棒その他、他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方
(2)酒気を帯びていると認められる方
(3)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
(4)笛、ラッパ、太鼓、拡声器、無線機その他これに類するものを携帯している方
(5)上記のほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している方
(6)傍聴の受付をしていない方。また、傍聴席が満員になったことで傍聴ができないことになった方

傍聴のときに守っていただくこと

(1)委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはなりません。
(2)談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立ててはなりません。
(3)はち巻、腕章(たすき)の類を使用する等、示威的行為をしてはなりません。
(4)写真、動画等の撮影をし、又は録音等をしてはなりません。但し、予め委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
(5)私語、喫煙、飲食をしてはなりません。
(6)みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしてはなりません。
(7)パソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話、PHSその他これらに類する情報通信機器は、電源を切るかマナーモード等に設定し、使用しないこと。但し、パソコンについては、予め委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
(8)上記のほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしてはなりません。

下記の場合は、速やかに退場していただきます

(1)上記に違反し、委員長の制止にもかかわらずその指示に従っていただけないとき
(2)委員長が委員会を非公開にすると判断したとき
(3)他人から譲られた傍聴の権利を行使していることが確認されたとき